平成１９年（フ）第７４０４号
大阪市北区西天満５丁目１番９号　南森町東洋ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満５丁目15番７号
破産者　株式会社ヤシマ
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９号
岡山市南区彦崎3200番地102
破産者　株式会社ＪＤＣ
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１０号
岡山市南区彦崎3200番地102
破産者　原　　正美
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３８号
札幌市東区北25条東18丁目７番３号
破産者　北海道造園緑化株式会社
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番５号、旧本店所在地神奈川県厚木市田村町10番２号
破産者　株式会社ウッドワークス
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３８１号
神奈川県小田原市前川33番地の15
破産者　有限会社ふじリフォーム
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７５号
神奈川県平塚市大島1113番地の１
破産者　株式会社三来夢
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３号
石川県七尾市石崎町香島１丁目79番地
破産者　株式会社扇轟
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４３８号
岐阜市本郷町４丁目34番地
破産者　吉村　和晃
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
岐阜市次木388番地１
破産者　坂井田恒雄
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
岐阜市萱場町３丁目25番地
破産者　宮田　恵子（旧姓武藤）
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９７号
群馬県伊勢崎市中央町22番５号　中央ビルメゾン石坂703
破産者　林　　和男
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４２号
群馬県前橋市表町２丁目20番７―609号
破産者　有限会社プロパー
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
群馬県伊勢崎市中央町23番13号　プライムスクエアー伊勢崎504
破産者　山崎　勝之
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
群馬県前橋市江田町260番地の14
破産者　有限会社クラフト
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９００４号
東京都中野区沼袋３丁目８―12―201、開始決定時の住所東京都中野区江古田４丁目29―11―301
破産者　木下　和彦
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５３２号
愛知県春日井市勝川町２丁目18―16―３Ｃ、開始決定時の住所愛知県名古屋市北区中味鋺３丁目629―Ａ―102
破産者　宮村　秀雄
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４２号
東京都千代田区神田淡路町２丁目３－２　第二亀田ビル６階、住民票上の住所大阪府大阪市北区万歳町５―12―3404
破産者　坂東　真悟
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７６号
神奈川県横浜市磯子区洋光台２丁目１－５－101
破産者　澤邊　弘武
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５号
東京都中央区日本橋小網町７番８号
破産者　株式会社独楽
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６号
大阪府大阪市東淀川区東淡路２丁目７番14号
破産者　株式会社栄商店
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部